

騒音に係る指定地域、特定施設、規制基準について

●騒音規制法

1. 指定地域

都市計画法第8条第1項に掲げる用途地域内

<第1種区域>	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
<第2種区域>	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
<第3種区域>	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
<第4種区域>	工業地域、工業専用地域

2. 特定施設

種類	適用
1 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計：22.5kW以上
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のもので、原動機の定格出力：3.75kW以上
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
ホ 機械プレス	呼び加圧能力：294kN以上
ヘ せん断機	原動機の定格出力：3.75kW以上
ト 鍛造機	
チ ワイヤーフォーミングマシン	
リ プラスト	タンブラスト以外のもの、密閉式のものを除く
ヌ タンブラー	
ル 切断機	といしを用いるもの
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力：7.5kW以上
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力：7.5kW以上
4 織機	原動機を用いるもの
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量：0.45m ³ 以上
ロ アスファルトプラント	混練機の混練容量：200kg以上
6 穀物用製粉機	ロール式のもので原動機の定格出力：7.5kW以上
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力：2.25kW以上
ハ 碎木機	
ニ 帯のこ盤	原動機の定格出力：製材用15kW以上、木工用2.25kW以上

	ホ 丸のこ盤	原動機の定格出力：製材用 15kW 以上、木工用 2.25kW 以上
	へ かな盤	原動機の定格出力：2.25kW 以上
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機	ジョルト式のもの

3. 規制基準(敷地境界線上における許容限度)

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準(単位DB)		
	昼間(8時～19時まで)	朝夕(6時～8時及び19時～22時まで)	夜間(22時～翌日6時まで)
<第1種区域>	45	40	40
<第2種区域>	55	45	40
<第3種区域>	65	60	50
<第4種区域>	70	65	63

用途地域の境界付近や文教・福祉施設等の周辺では、別途基準を定めています。

●富山県公害防止条例(騒音)

1. 指定地域

市内全域

<第1種区域>	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
<第2種区域>	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
<第3種区域>	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
<第4種区域>	工業地域、工業専用地域
<その他の区域>	上記を除くすべての区域

2. 特定施設

種類	適用
1 金属加工機械	
1 圧延機械	原動機の定格出力の合計：22.5kW 以上
2 製管機械	
3 ベンディングマシン	ロール式のもので、原動機の定格出力：3.75kW 以上
4 液圧プレス	矯正プレスを除く
5 機械プレス	呼び加圧能力：294kN 以上
6 せん断機	原動機の定格出力：3.75kW 以上
7 鍛造機	
8 ワイヤーフォーミングマシン	
9 プラスト	タンブラスト以外のもの、密閉式のものを除く
10 タンブラー	
11 自動やすり目立機	原動機の定格出力：1.5kW 以上
12 ニューマチックハンマー	原動機の定格出力：3.75kW 以上
13 高速切断機	原動機の定格出力：2.25kW 以上
2 圧縮機及び送風機及び 蒸気タービン	原動機の定格出力：7.5kW 以上
3 粉砕機	
1 土石用又は鉱物用の破砕 機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力：7.5kW 以上
2 食料品加工粉砕機	ロール式のもので原動機の定格出力：7.5kW 以上
3 その他の用に供する粉砕機	破砕機、磨砕機を含み原動機の定格出力：7.5kW 以上
4 繊維機械	原動機を用いるもの
1 織機	原動機を用いるもの
2 紡績機械	
3 編組織	原動機を用いるもの
4 撚糸機	原動機を用いるもの

5	建設用資材製造機械	
	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量：0.45m ³ 以上
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練容量：200kg以上
6	木材加工機械	
	1 ドラムバーカー	
	2 チッパー	原動機の定格出力：2.25kW以上
	3 碎木機	
	4 帯のこ盤	原動機の定格出力：製材用15kW以上、木工用2.25kW以上
	5 丸のこ盤	原動機の定格出力：製材用15kW以上、木工用2.25kW以上
	6 たてのこ盤	原動機の定格出力：15kW以上
	7 かな盤	原動機の定格出力：2.25kW以上
7	抄紙機	
8	印刷機械	原動機を用いるもの
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機	ジョルト式のもの
11	電気炉	変圧器定格出力500kVA以上
12	ファスター自動植付機	
13	集じん装置	送風機を用いるもの
14	ディゼルエンジン及びガソリンエンジン	移動式のもの及び出力7.5kW未満を除く
15	走行クレーン	
	1 天井走行クレーン	原動機の定格出力7.5kW以上
	2 門型走行クレーン	原動機の定格出力7.5kW以上

※表中のうち枠内のものは、条例に定める特定施設。市内全域が規制対象となる。

3. 規制基準(敷地境界線上における許容限度)

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準(単位dB)		
	昼間(8時～19時まで)	朝夕(6時～8時及び19時～22時まで)	夜間(22時～翌日6時まで)
<第1種区域>	45	40	40
<第2種区域>	55	45	40
<第3種区域>	65	60	50
<第4種区域>	70	65	63
<その他区域>	60	55	50

用途地域の境界付近や文教・福祉施設等の周辺では、別途基準を定めています。